

# 生活障碍を有する刑余者への支援に関する一考察

## ——ソーシャルワーカーの役割と課題——

社会学部4年 高橋康史

<目次>

- I. はじめに
- II. 犯罪者処遇における福祉的活動の歴史とその背景
- III. 刑余者への福祉の支援の実際—ほっとポットにおける実践を中心に—
- IV. 刑余者支援の根幹に流れる発想と今後の課題
- V. 結びにかえて

### I. はじめに

社会福祉と司法、関係性が希薄なフィールドだと感じる人も多いであろう。筆者も本学入学当初、社会福祉イコール高齢者介護という固定観念があり、社会福祉の実践を分野論で捉えていた。「依存症の方への支援」に関心が高く、3年次の演習を中心に学習を進めていた。依存症に関する最近の動向としては、2009年の酒井法子氏の覚せい剤取締違法による逮捕事件など芸能界に限らず、学生や主婦など地域社会での薬物問題の広がりが話題として上っていた。薬物への依存は精神障がいとされている<sup>1)</sup>。違法薬物の場合、「刑罰法令の構成要件に該当し違法で有責な行為」に基づき犯罪とされる<sup>2)</sup>。つまり、法律上においては犯罪者と障がいの両者として認識されるのである。障がいの有無に関わらず犯罪者は、世間からのマイナスイメージを持たれることが懸念され、生活上での制限があると考えられる。このことから「犯罪者の中にも地域生活において、社会福祉専門職からの福祉的な支援を必要とする人がいるのではないだろうか」という疑問を抱くようになった。

2001年のいわゆる浅草レッスンパンダ事件<sup>3)</sup>を契機に、障がいや高齢など福祉的支援を要する犯罪者の存在が浮き彫りにされてきた。しかしながら犯罪者は、刑事司法における処遇の対象として扱われている。ここでは、福祉的支援の対象者として捉え、刑余者<sup>4)</sup>と表記する。本論文では、Ⅱ章において犯罪者に対する福祉的活動の端緒と現状の確認を行った上で、Ⅲ章では、社会福祉専門職により実際に行われている活動を通して、その支援の分析を行いたい。それらに基づきⅣ章では、社会福祉専門職による刑余者支援の可能性について考察を試みたい。

## Ⅱ. 犯罪者処遇における福祉的活動の歴史とその背景

我が国において犯罪者の処遇とは、犯罪の抑止および犯罪者の社会復帰を容易にする目的で、犯罪者に対して加えられる国家的処置の総体を意味している。処遇の種類は3つあり、警察、検察および裁判の段階における司法的処遇、刑事施設における施設内処遇、社会での生活を維持させながら行う社会内処遇がある<sup>5)</sup>。強制力を持つ司法的処遇と施設内処遇に対して、社会内処遇はその目的から「地域生活」を意識した処遇段階であり、福祉的な視点を有していることが伺える。本章では、その社会内処遇と社会福祉専門職による活動に焦点を当て、犯罪者処遇における福祉的視点に基づいた活動の歴史を振り返る。さらに、今日の犯罪者の特徴から、福祉的支援が必要とされる背景を明らかにしていきたい。

### 1. 犯罪者処遇における福祉的視点の萌芽と社会福祉専門職による活動

社会内処遇の始まりは、19世紀の中頃にイギリスの裁判所が改善の見込みがある少年に対し、拘禁の代わりに保護者の監督下に置いたことにある。後にプロベーションと呼ばれる政策として位置づけられ、監察官(Probation Officer)による保護・監督が行われるようになった<sup>6)</sup>。また、イギリスの法律事

務や刑事法を持ち込んだ移民らにより刑事政策が作成されたアメリカ<sup>7)</sup>においても、19世紀中頃にボストンに住む靴屋のオーガスタス氏が、ボストン裁判所からの委託で犯罪者の指導・監督に従事していた<sup>8)</sup>。アメリカとイギリスにおける、犯罪者処遇への福祉的視点の芽生えといえよう。

社会福祉専門職による活動としては、19世紀後半のシカゴで、ハルハウスから少年院へ派遣されたソーシャルワーカーによる教育的支援がその始まりである。セツルメントハウスのソーシャルワーカーが、シカゴの合議体とイリノイ協議会と協力しながら青少年への拘置所のシステムを作り、1899年に少年裁判所の創設となる。更には、現代の保護観察官の役割や女性用少年院に収監されている女性の代弁、犯罪者の釈放後に向けた計画立案を積極的に行っていた<sup>9)</sup>。裁判所が社会内処遇を導入する一方で、アメリカにおいてはソーシャルワーカーによる取組みも大きな影響を与えていたといえる。

## 2. 我が国における犯罪者に対する福祉的活動の歴史

我が国の犯罪者に対する福祉的活動の起源は、日本書記に記されている持統天皇が罪囚を赦し、布や稲を与えて更生を命じていたというところに伺うことができる<sup>10)</sup>。江戸時代では、「鬼平犯科帳」で有名な長谷川平蔵（宣以）が、寛政の改革により江戸の石川島（佃島）に罪を犯した人や無宿・浮浪の人を保護するための人足寄場の施設を設けた。仕事の訓練や自立に向けた資金貯蓄、仕事の斡旋を行い健全な社会生活を送れるように図っていた<sup>11)</sup>。古くから、犯罪者への福祉的活動が取組まれるも、大きな動きはない中で、1888（明治21）年3月には、実業家金原明善と元受刑者河村矯一郎が協力し、我が国における最初の更生保護施設である「静岡県出獄保護会社」を設立し、刑務所出所者の収容が行われるようになる。同会社は免囚（刑務所出所者）の宿泊保護や就職斡旋を行いながら、県下全域に1,700人に及ぶ保護委員を配置して保護にあたらせるなど、現在の更生保護施設と保護司制度の先駆けとされている<sup>12)</sup>。その後、1936年の思想犯保護観察法の施行から、治安維持法

に違反者の執行猶予，仮出獄，満期出所での保護観察が付され，全国22箇所  
に保護観察所の設立に至る<sup>13)</sup>。我が国における犯罪者に対する福祉的な活動  
は，民間の自発性から始まり発展しながら，次第に制度へと反映されること  
となる。

第2次世界大戦後では，联合国総司令部公安部行形課長のバーデット・G・  
ルイス博士により，幼年，少年及び成人の非行と犯罪を予防するための活動  
を促進・助長することが，罪を犯した者の更生にとって重要といった観点が  
取り入れられる<sup>14)</sup>。これによりケースワークの方法が導入され，保護観察の  
対象が保護観察処分少年，少年院仮退院者，仮出獄者，18歳未満の保護観察  
付き執行猶予者，後に成人にも保護観察付き執行猶予が認められるようにな  
った<sup>15)</sup>。以後も法律の整備や見直しが続けられ，今日の更生保護制度に至っ  
た。

2008年の更生保護法施行により，2009年から高齢出所者の福祉サービスの  
斡旋による再犯防止を目的とした地域生活定着支援センターに社会福祉士，  
精神保健福祉士等の資格保持者，これらと同等に業務が可能と認められる者  
の1名以上配置が規定される。矯正施設においても，62の刑事施設と5つの  
少年院に社会福祉士や精神保健福祉士が配置された。これらの社会福祉専門  
職は，福祉的支援を要する者への継続的処遇を実現するために，保護観察所  
やその他の機関と連携し，生活環境の調整を行っている<sup>16)</sup>。我が国の犯罪者  
処遇における福祉的活動の長い歴史の中で，今日初めて社会福祉専門職によ  
る実践が法文に明記された。

### 3. 近年における犯罪者の特徴

第1表は，窃盗における犯行の動機について，性別・年齢層別に順位づけ  
したものである。とりわけ注目すべきは，年代や性別を問わず直接的動機1  
位がすべて「生活困窮」であるということだ。割合でも40～49歳女性を省き  
50%を超えている。網掛けをしている箇所からは，ストレス解消からメンタ

第1表 窃盗罪における性別・年齢別犯行動機順位表

年齢	性別	1位 (割合)	2位 (割合)	3位 (割合)	4位 (割合)	5位 (割合)
～29	男性	生活困窮 (61.1)	遊興費欲求 (49.3)	薬に稼げる (24.4)	盗み癖 (17.4)	知人の誘い (15.1)
	女性	生活困窮 (68.8)	盗み癖 (37.5)	遊興費欲求 (31.3)	薬に稼げる (23.1)	ストレス解消 (25.0)
30～39	男性	生活困窮 (59.4)	遊興費欲求 (44.8)	借金返済 (13.5)	知人の誘い (12.5)	薬に稼げる (23.1)
	女性	生活困窮 (56.4)	ストレス解消 (43.6)	節約 (33.3)	盗み癖 (33.3)	薬に稼げる (23.1)
40～49	男性	生活困窮 (69.2)	遊興費欲求 (30.8)	アルコール作用 (15.4)	借金返済 (13.8)	薬に稼げる (13.8)
	女性	生活困窮 (48.6)	節約 (34.3)	ストレス解消 (20.0)	盗み癖 (20.0)	借金返済 (8.6)
50～59	男性	生活困窮 (78.3)	節約 (18.3)	遊興費欲求 (16.7)	アルコール作用 (16.7)	借金返済 (10.0)
	女性	生活困窮 (50.0)	節約 (40.0)	ストレス解消 (16.7)	遊興費欲求 (13.3)	借金返済 (10.0)
60～	男性	生活困窮 (64.4)	アルコール作用 (17.8)	ストレス解消 (13.3)	遊興費欲求 (11.1)	節約 (11.1)
	女性	生活困窮 (53.6)	節約 (28.6)	ストレス解消 (28.8)	支払が面倒 (10.1)	盗み癖 (10.7)

(注1)法務省「平成21年版犯罪白書」36頁を元に筆者が作成。

を抱える者も少なくない。二点目は、高齢の受刑者の増加であり、入所回数が6回以上の「多重累犯者」が非常に多く、罪名に関しては窃盗や詐欺が最も高い割合にあり、生活習慣病や心身障がい等の特徴を持っている。最後に、精神に障がいのある受刑者の増加がある<sup>17)</sup>。以上の実態から、生活課題を抱えた刑余者は決して少数でないことがわかる。生活困窮による窃盗を中心に、生活課題の解消が犯罪防止に直結する可能性も推測できる。

### Ⅲ. 刑余者への福祉的支援の実際—ほっとポットにおける実践を中心に—

生活困窮などを理由に罪を犯した人に対し、社会福祉専門職が支援を行っている団体における実習をベースとした調査を行った。本章では、更生保護への取り組みの実際、実習の具体的内容、社会福祉士の方への聞き取りの順に調査結果を述べ、分析を試みたい。

ルヘルス、アルコール問題やギャンブル、窃盗癖からはアディクション関連問題を読み取ることができ、精神保健福祉問題も有していることが見受けられる。

また、刑事施設に収容されている受刑者にも、内容的特徴がある。一点目は、女子の受刑者の増加がある。家庭の崩壊や感染症の罹病、夫や夫の親から虐待(Domestic Violence以下、DVと略す。)を受けている等の問題

## 1. 調査の概要

### (1) 調査目的と方法

調査の対象は、刑余者への福祉的支援を独自で行っている独立型社会福祉士事務所を選択した。制度に規定されていない支援であるがゆえに、福祉的視点が色濃く表れると考えたためである。調査方法に関しては、実習と社会福祉士の方への聞き取りを実施した。実習については、社会福祉士の活動にマンツーマンで同行させて頂いた。実習生という立場から、組織や現場の背景をより深く理解した上で、聞き取りを行いたいと考えたため、調査の一環とした。そのため聞き取り調査は、対面インタビューのみならず実習の振り返りにおける指導、刑余者への支援の中での発言も踏まえることとした。なお、結果の記載内容については調査機関の方に確認をお願いし、承諾を頂いている。

### (2) 調査機関の紹介

**特定非営利活動法人 ほっとポット (以下、ほっとポットと略す。)**

生活困窮状態にある方が、住み慣れた地域で普通の暮らしを営むことを目指し、社会福祉士が支援を展開している。一軒屋を借上げ、敷金や礼金、保証人なしの低家賃で住居提供と生活支援を行う「あんしん生活サポート事業」など、6つの事業を独自で行っている。刑余者支援である「緊急一時シェルター (以下、SHと略す。) 事業」は、2009年9月から始まり、同年度の新規相談支援事業総数805名のうち、39名の利用となっている。

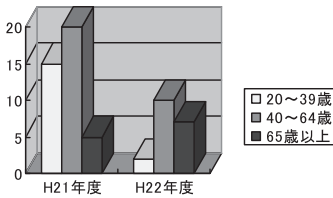
## 2. 調査結果

### (1) 刑余者への福祉的な支援の実態

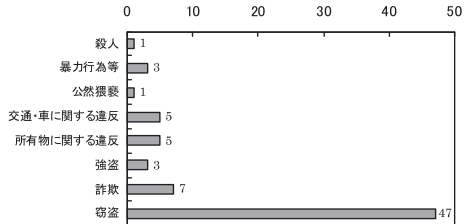
ほっとポットのSH事業では、社会福祉士による被疑者段階からの支援を独自に展開している。弁護士会が行っている、刑余者の生活支援を指定団体の社会福祉士に委託する事業を通じて、弁護士から申込みが寄せられる。拘置

所にいる刑余者からSH事業の利用意思の確認を得た上で利用調整を行う。弁護士と連携しながら拘置所内の「接見室」に出向き、警察官同席で15分のアセスメントも行う等、刑余者の生活状態の把握を行ってゆく。申込みから15日以内に支援の可否を決定する。担当検事への通知は弁護士を通じ書面が提出され、必要に応じて医療・福祉機関等の専門機関との連携も行う。刑余者が拘置所を出た後、福祉事務所への生活保護申請の同行とSHの見学と契約へ弁護士と共に向かう。最大30日の入所期間に、福祉サービスの調整や住宅確保などSH退居後の地域生活に向けた支援を行う。地域移行後は、関係機関への引継ぎや見守りなど必要に応じて支援を行う。2ヶ月に1回、弁護士と課題の共有を行なう連絡会を開催している。なお、2010年9月からは、刑務所出所者も対象としている。

第1図 申込年別年齢層



第2図 罪名一覧(複数犯・未遂含)

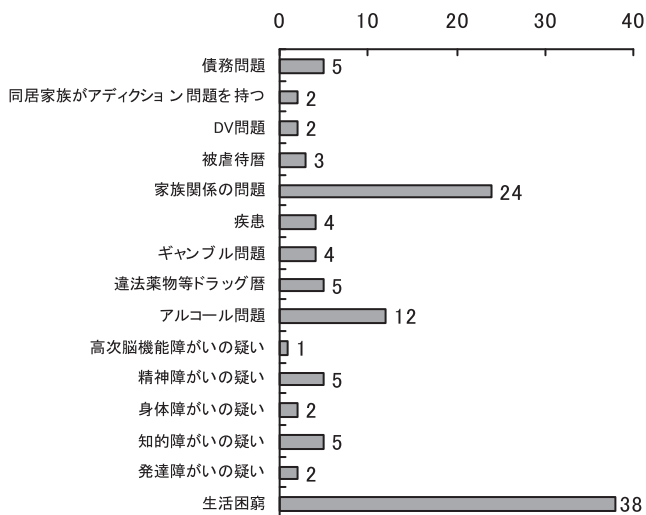


(注1)「NPO法人はっとポット緊急一時シェルターに関する基礎的統計資料」を元に筆者が作成。

(注2)対象期間は、平成21年9月7日から平成22年8月5日である。

第1図では、平成21年度と平成22年度のSH事業の申し込み数を年齢別で示している。合計64人のうち、40～64歳が34人と高い割合にある。刑余者の罪名をまとめた第2図では、合計72件のうち47件と窃盗が群を抜いていることがわかる。次いで、詐欺が7件とある。暴力行為等が3件、殺人と公然猥褻が1件ずつあることにも注目しておきたい。

第3図 接見による簡易アセスメントにおける推測できたニーズ・課題  
(複数該当含・全38件)



(注1)「NPO法人はっとポット緊急一時シェルターに関する基礎的統計資料」を元に筆者が作成。

(注2)対象期間は、平成21年9月7日から平成22年8月5日である。

第3図の刑余者のニーズに関しては、生活困窮が38件と最も高い割合にあり、強い空腹感により窃盗や無銭飲食を犯すケースは非常に多かった。次いで、家族関係の問題は24件で、崩壊や不和、音信不通があてはまる。また、アルコール・飲酒問題を含めたアディクション関連問題、障害や疾患、金銭問題やDV関連問題などがある。飲酒により犯行に至る刑余者も少なくない。あくまで、接見室における15分間のアセスメントで表面化された問題であり、一定期間支援を行っていく過程で新たな生活課題が見えてくる可能性も有り得る。また、全員の刑余者が生活困窮を抱えていることに加え、問題が複数あり、それらが入混じり複合・複雑化している事も予測できる。

最後に、SH事業の支援結果については、利用者28名のうち入所中は3名、転居し地域生活に移った者が24名、「連絡のないまま退所」もしくは「再路上を選択」が1名である。地域移行の24名のうち継続中が20名、再犯が2名、音信不通が2名という実態である。



## (2) 実習における取組みの内容

実習内容は、社会福祉士の支援への同行、刑余者との関わり、指導等をまとめ、第2表に示している。現場の背景を理解するために、生活困窮者の支援にも同行させて頂いている。以下からは「社会福祉協議会」を「社協」、「生活福祉貸付資金制度」を「貸付制度」、「生活保護」を「生保」、「カンファレンス」を「カンファ」と略し表記する。

第2表 ほっとポットにおける実習プログラム

日にち	スケジュール	具体的内容
1 日目	10:00・生活困窮者の支援に同行。民生委員の方への挨拶と、社協の貸付制度の申込。	17歳、男性。同居していた母が交際中の男性の自宅に移り住んだために、一人暮らしとなり家賃を滞納し児童養護施設へ。同施設で他者とのトラブルが続く、児童相談所と本人からの相談で、現在サポートホームを利用中。
	13:00・P氏の支援に同行。弁護士と拘留所出所後、区役所で合流する。生保申請、社協へ貸付制度申請、SH契約・入所。	P氏、66歳男性。ゴミ箱の空き缶をあさっている所、警察に発見され窃盗の容疑で逮捕。字を書くことが難しい。本人と相談し、SH事業で字の練習を行うことになった。弁護士はSH契約までの同行。
2 日目	10:00・Z氏のSH退居支援同行。生保支給決定の面接、社協の貸付制度の返却、新居へ入居。	金銭欲しさに窃盗で逮捕され、釈放後SHを利用中のZ氏。退居後移送中にSH生活と今後の生活について振り返る。「働きたい」という発言あり。Z氏の新居と同じマンションで生活中の刑余者を訪ねるが留守であった。
	14:00・裁判所、保護観察所見学	少年わいせつについての裁判を法廷見学。
3 日目	12:00・事務所で来所している利用者と話をする。途中で担当社会福祉士が現れる。	買い物や趣味の話をしていった。利用者は社会福祉士を見ると、「振込みをしなくてはいけない」と、金銭相談についての話を始める。
	16:00・Q氏カンファ同席 参加者：社協職員2名、クリニックの看護師、福祉事務所ケースワーカー、障害者生活支援センター職員。 出来事：SH時代の友人宅に訪問したQ氏であるが、持参の酒を「いらぬ」と断られる。缶10本飲酒し、包丁を持ち出しQ氏自身が怪我をした。今後の支援体制の検討。	Q氏がホームレス状態であった時に、騙され詐欺の電話をかけたことから、5回目の逮捕となる。IQ50で療育手帳取得。アルコール依存症を罹病。SHに入居するも、社会福祉士との「お酒は飲まない」「犯罪はしない」という約束を守りトラブルはなかった。生保取得後アパートに一人で生活。デイケア利用中、スリッパを機にデイケアを拒否。左記の出来事が起き、支援の検討を話し合う。今後の支援については①2人対応②断酒の継続③デイケア利用を軸に支援することとなる。6回目逮捕からは刑事施設入所の可能性が高くなる事も話題にあがる。
	19:00・反貧困ネットワークの会議に同席。	年に一度行われる、反貧困のイベントについての話し合いを行っていた。
	9:00・P氏を訪問。	SHでの生活の様子を伺う。字を練習する課題を手渡し、今後の予定の確認を行う。療育手帳の取得も検討する。
4 日目	11:00・インテーク同席	支援利用希望の方の情報収集。
	13:00・区役所手続同行。	あんしんサポート事業を利用中の方への支援。
5 日目	10:00・X氏の支援に同行。弁護士の釈放後の訪問ため、SHへ。退居に向けた住居探しのための不動産屋で物件を見学と契約。区役所への手続きも同行。	飲酒欲求と生活困窮による窃盗。釈放後、SHに入居している。精神科クリニックでアルコール依存症の治療を開始。生保を利用し、アパートでの一人暮らしに向け支援。保証人には保証会社を利用。不動産会社は、生保利用者には理解のある大家を中心に物件を選択していた。

第2表以外の実習内容は、記録の閲覧、事務所の中にあるスペースで利用者とのコミュニケーション、過去のメディアで取り上げられたほっとポットのドキュメント等の連載・放送記録の鑑賞、事務所にいる社会福祉士とのコミュニケーションであった。平日の9:00から17:00の間は、利用者が事務所内で自由に過ごす事ができる。SHに入居の刑余者のみならず、地域生活を継続している刑余者や他の事業の利用者などが来所されていた。

### (3) 社会福祉士の方への聞き取り調査結果

#### A. 社会福祉士の方の経歴

四年制大学社会福祉学科→S市ホームレス相談員3年→現在ほっとポット4年目

#### B. 他の専門職との業務の違いとその連携について

社会福祉士と他の専門職との違いは、一つの課題の解決をもってその支援は終わらないところにある。クライアントとの関係が悪化すれば距離を保ち、相談があれば近づく。ライフサイクルの観点からは関わるステージはとて多く、人生全体に影響を与える。つまり、大きな危険性をも併せもつ専門職である。司法専門職からも情報収集をするが、刑余者を捉える視点が異なるので鵜呑みをせず、ソーシャルワークからの見解を心掛けている。

連携に関しては、弁護士、警察署、生活安全課の職員、検察官、保護監察官、社会復帰調整官、更生保護施設の社会福祉士、刑務所の社会福祉士を中心に様々な専門職、機関と協力をしている。中でも、弁護士との連携は多い。刑事事件や法律問題を切り口に、福祉の必要性を感じ相談がくる。社会福祉士と弁護士は良好にパートナーを組み機能するが、必要以上に近づき過ぎない様に心がけている。特に、刑事事件の内容については、社会福祉士の発言が法廷での判決に作用する可能性があるので気をつけている。本人の安定的な生活と目指す方向性は同じだが、弁護士の対象は被疑者・被告人であり、判決が終われば業務は一旦終了する。目的や役割が違うので、切り分けながら良好な関係で支援していく。

C. 地域への働きかけは、どういったことを行っているか

個人情報保護法や秘密保持の観点から、SH事業の具体的な内容を地域住民に公開していない。しかし、刑余者の地域生活に理解を深める啓発活動は必要である。罪を犯し家がない人と公園や橋の下で暮らしている家が無い人は、なんら変わりはない。NPO法人として本の出版や講演会、マスメディアの取材による啓発活動も行っている。特にマスメディアの影響は大きい。放送後は相談依頼が増え、警察署の人からも「応援しています」の声を頂いた。公開する内容には注意をし、様々な手法を用いて啓発する必要がある。

D. 支援の中で最も困難であると思う点について

地域生活を安定的に継続する支援はとても難しい。更生保護法上での社会福祉士配置の目的は再犯の防止とされている。しかし、本人の生活の安定や自己実現、人によっては経済的な自立を支援するのが本来の目的である。生活困窮を動機とする刑余者の再路上生活は、再犯に及ぶ危険性も高くなると考えられるため、住居提供はとても重要だが、アパートを探して支援終了というわけではない。地域生活の安定や、どのように暮らしていくのかを支援する。しかし、そこが一番難しい。福祉が制度にある以上、国家責任から福祉事務所が中心となるべきである。民間には限界があり、刑余者の地域生活におけるアフターフォローや支援は、完全にパワーオーバーである。

E. 更生保護の支援に携わっているが、どんな知識が必要か

知識に関しては、かなり幅広く必要であるが、更生保護の歴史や内容よりは、法律や社会福祉制度について広く浅く知るようにしている。社会福祉の分野についてすべての学問をマスターするのは不可能に近い。連携にも通じるが、すべての学問の習得を目指すのではなく、特化した内容に詳しい専門家を頼りながら広い知識を有しておく必要がある。

F. 刑余者側からの社会福祉士の存在意義についてどの様に考えるか

想像上では全く一般的ではなく、病気の事は医者に相談するように、生活は社会福祉士ということにはなっていない。より身近で、相談がし易い仕組みを作る必要がある。ただ単に相談を受けるのではなく、解決ができる存在

であるとクライアント側に感じてもらわないといけない。専門家が出て問題解決を目的に相談をするが、解決に至らない機関は沢山ある。クライアントはそれに失望している。生活保護の水際作戦も同じで、刑余者に関しては福祉の支援を受けられるとさえ思っていない。そんな時には、原点に戻り社会福祉の存在意義を示していく。ニーズを掘り起こし、課題を解決することが社会福祉士の役目である。また、刑事司法は事件が起こり介入する。事件が起こる以前の生活していた地域において、専門職が連携をしながら問題解決をしていく事が、本来の目指すべき方向であった。

#### G. 更生保護支援における社会福祉士として、最も大切にしていること

通常の生活支援のように人間的な関わりや役割形成をも含めて、専門職として介入する事を意識している。犯罪は生活に大きなダメージを与えるが、罪名に左右されず生活を見ることを心掛けている。社会的に容認できない行動をした可能性のある人に対して生活支援を行うので、更生保護分野であっても社会福祉士として実践するという自覚が大切である。

#### H. 更生保護支援における社会福祉士として、今後求められると考えること

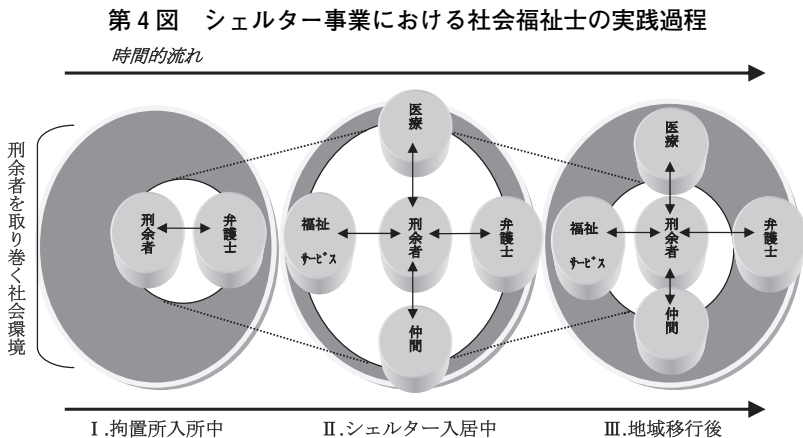
これまで、司法と福祉の連携は円滑ではなかった。司法に対して、福祉サイドも腰を引いている。問題を解決するには、現場に向き他機関の協力体制を確保し、司法領域であっても問題は社会福祉の中にも存在するという意識が必要である。刑余者が抱える、釈放後の生活への不安は大きくあるが、法律問題の解決には弁護士がいる。しかし、生活問題を解決する専門職はまだ確立していない。そこで、住居や金銭、健康など生活上の問題をプロが出向き、相談が受けられる「国選社会福祉士」の創設を目指したい。

地域は常に変化し、時代も変わればクライアントの課題も変わる。更生保護に限らず、それに対応できる柔軟性のある社会福祉士が必要である。法律や制度と実践現場や支援の両者を比較すると現場が先行する。ほっとポットは、法の規定ではないので自由性がある。法律のマネジメントや支援に目が行き過ぎると、刑余者は社会福祉の対象外という錯覚に陥る。支援は必要か確かめ、無い物は作るという発想も大切である。セツルメントの歴史の様に

ソーシャルワーカーが専門性を遺憾なく発揮し、そこを見失うと専門職ではなくなる。

### 3. 社会福祉士による実践過程の分析

ほっとポットの実践例を基に、社会福祉士が関わることにより生じた刑余者を取り巻く環境の変化の一例を表現し、図式化したものが第4図である。時間的流れによる変化を明確に示す為に、Ⅰ. 拘置所出所前、Ⅱ. シェルター入居中、Ⅲ. 地域移行後のⅢ期に分けている。円の白い部分は、社会福祉士の刑余者への支援の範囲を示している。刑余者と直接的に結びつく人や資源は、関わりが深くなるであろう、弁護士、医療、福祉サービス、仲間限定している。本来は時間の流れと共に変化が少しずつ起こり、刑余者によっても社会資源との距離や関わりに相違があるだろうし、記載していない資源とも関わる場合もあることから、単純化・一般化した1つのモデルであると捉えて頂きたい。



Ⅰ期では、弁護士を介しての支援が中心となる。弁護士が生活課題への気づきがなく、ほっとポットへ紹介することがなければ、刑余者は自らの力だ

けて課題を解消していくしかないだろう。ここでの弁護士の行動如何で、刑余者の出所後の生活は大きく影響を受けるといえる。ほっとポットの社会福祉士がSH事業における支援を行なう場合、接見室でのアセスメントを中心に可能な限り生活の課題を明確にし、刑余者の地域生活に向け必要なサービスの調整準備を行っていた。例をあげると、生保の申し込みを行ない、貸付制度を利用しながら生活費を確保する等がそれにあたる。

Ⅱ期では、拘置所を出所しSHに入所した刑余者に対する地域生活に向けた準備段階を表しており、個別的介入を行いながら福祉事務所や社協、その他必要とされる福祉サービスと連携を図っていた。字を書くのが苦手な事から知的障がいの疑いがあったP氏には、直ぐに福祉サービスの利用という考えではなく、字の練習をしながら手帳の取得を検討し、経過を見守っていた。一人暮らしが可能な刑余者には、不動産会社と協力しながらアパート探しの支援を行う。疾患を有している場合は医療に繋ぐなど、多くの専門職や機関と連携を図っていた。この時期には、刑余者と最も近い存在であった弁護士との直接的な関わりは少なくなっていく一方、ほっとポットの利用者との出会いの機会を提供し、新たな仲間へと繋げるよう働きかけていた。知人や友人、家族との関係の不和が多い刑余者にとって、このことは重要な意味を持つと考えられる。

Ⅲ期では、Ⅱ期からの福祉サービスや医療との連携を保ちながら、刑余者の地域生活を支えていた。しかし、聞き取りでも「地域生活のアフターフォローは完全にパワーオーバーである」という発言があったように、社会福祉士の支援は見守りが中心となる。その方法として、自宅訪問や場合によっては関係機関とのカンファを行う。Q氏のカンファもその一つであり、事例の内容から仲間が近い位置になっていくことも読み取ることができる。その一方で、刑余者と弁護士との直接的関わりは次第に少なくなっていく。

ほっとポットでは、個別的支援以外の実践も同時に行っていた。一つには、マスメディアや文献等を通じて社会に刑余者支援の実態を知らせていく活動である。社会に実態を知らせる事で、相談件数が増える一因となり、間接的

に地域社会への啓発活動となっているのではないかと推測できる。二つには、被疑者・被告人から刑事施設出所者へと支援対象を広げていったことである。ほっとポットにおける福祉的支援の過程については、従来の犯罪者処遇における福祉的活動と役割や性質を異としているということが理解できる。

#### IV. 刑余者支援の根幹に流れる発想と今後の課題

##### 1. 刑余者支援の根幹に流れる発想とその視点

Ⅲ章の調査結果と分析を試みるなかから、社会福祉士の実践について気がついたことを5つの点から考察を加え、刑余者への福祉的支援の可能性を論じていきたい。

##### ① 刑余者を中心とした生活状況の把握

第4図で示したようにⅠ期からⅢ期までの間、社会福祉士は常に刑余者を中心に考えていた。またそこから、支援方法や介入の方向づけがなされていた。知的障がいの疑いがあったP氏に対して、字の練習をしながら手帳の取得の検討をしていたことから、常に刑余者にとってより適切な方法を探っている姿勢を伺うことができる。このように、本人の意思を第一に優先させながらの刑余者を中心とした状況の把握は、潜在的なものを含めたニーズや生活課題の明確化に繋がっていた。

##### ② 実践過程における社会福祉士の役割変化

社会福祉士は、刑余者のニーズに合わせて自身の立ち位置を考えていた。例として、Ⅰ期で存在していなかった福祉サービスや医療、仲間を、Ⅱ期においてはその繋がりができるように働きかけていたことが挙げられる。社会福祉士の実践においては、その介入や時間の流れから起こりうる刑余者と取り巻く環境の変化に合わせて、役割を変えていくことが重要である。

##### ③ 他の専門職との連携

他の専門職との連携については、弁護士とのパートナーシップが大きな位

置を占めており、社会福祉士はその役割の違いや専門性、独自性を常に意識していた。このことが、刑余者を中心とした円滑な連携に繋がっていた。

#### ④ 他の社会福祉専門職との連携

これまで刑余者自身は、社会福祉の支援対象であるという発想がほとんどなかった。また、社会福祉専門職から刑余者へのアプローチも行われておらず、犯罪という行為があって初めて、司法から社会福祉に支援の橋渡しがあったというのが実態である。仮に社会福祉の支援を受けていれば、犯罪に及ばなかったと考えられる刑余者の存在も少なからず推測できる。これらの原因の一つとして、社会福祉専門職が「刑余者は支援の対象である」という認識が希薄であったことが想定される。他の社会福祉専門職との連携においては、刑余者の生活問題に着眼するように働きかけていく必要があるといえる。

#### ⑤ 啓発活動と資源の創出

現状では、刑余者への偏見は根強くあり支援の蓄積も少ないことから、個別的な支援と併行して地域も視野に入れた介入は重要である。地域に現状を知らせていく活動や資源の創出は、刑余者のニーズに応じていくこと、ひいては刑余者が住みよい社会を目指すことにも繋がると考えられる。

上述したことから考えると、ほっとポットにおける社会福祉士による刑余者の福祉的支援の最大の特徴は、再犯防止を主たる目的に置いていなかったという点である。その視野には、刑余者を「固有名詞の〇〇さん」として、その人が有している「生活のしづらさ」に焦点があてられていた。また、刑余者のみならず、他の専門職や社会福祉専門職、地域などにも働きかけるなど、環境を捉えていく視点が含まれていた。刑余者の「生活のしづらさ」を、環境との相互作用から生じる生活上の障碍として把握していたと考えることができる。とりわけ、刑余者にとってその人らしい生活への再構築過程に重点を置いているように見受けられ、ほっとポットにおける社会福祉士の実践の根幹には、ソーシャルワークの発想<sup>18)</sup>が一貫して流れている印象を受けた。換言すれば、ソーシャルワークの発想があったからこそ、刑余者への生活支援に行き着いたともいえ、実際にほっとポットの支援の始まりは生活困窮者



がその原点であった。刑余者の福祉的支援については、刑余者が有する生活障害への支援過程を重視したソーシャルワーカーによる実践こそが、犯罪者処遇における福祉的活動との大きな相異であり、生活障害を有する刑余者に必要とされる支援だと考えることができる。そして、ソーシャルワーカーとしてその専門性を活かしながら役割を果たしていくことが、結果として犯罪の防止にも繋がっていくのではないだろうか。

## 2. 刑余者支援におけるソーシャルワーカーの今後の課題

上述してきたように、刑余者の福祉的支援においてはソーシャルワーカーによる実践が今後求められるといえる。以下にその具体的な課題について、示していきたい。

### (1) ソーシャルワーカーとしての高度な専門性の涵養

ほっとポットの社会福祉士は、刑余者やその取り巻く環境を把握しながら、生活障害の分析を的確に行っていた。このことが、刑余者が必要とする社会資源を得ることに繋がっていた。こういったことから、ソーシャルワーク実践におけるアセスメントの重要性を読み取ることができる。しかし、アセスメントに関しては幾つかの課題があった。一つ目は、刑余者への直接的なアセスメントは接見室での15分に限られている上に、更には警察官の同席があることから、刑余者がソーシャルワーカーに対して本音を言いづらい環境になっていること、二つ目には、弁護士や検察官など異なる専門的見解を持つ司法専門職を介しての刑余者の情報収集が主になること、三つ目は、刑余者が罪を犯す以前に持っていた人間関係が不和の場合、逮捕前の情報を得にくいことにある。以上の3点から、限られた情報の中での的確なアセスメントが求められ、ソーシャルワーカーとしての高度な専門性を身につけておく必要があると実感した。

## (2) 支援ネットワークの構築と円滑な連携の必要性

刑余者支援において、他の専門職や多機関との連携の重要度は高い。他の専門職に関しては、相互に異なる専門性を持つために、生活問題に関しては社会福祉職へと繋がり易いと考えられる。しかし、高齢者や児童など、分野別領域で実践している社会福祉専門職は、刑余者が生活課題を持つクライアントであると気づき難い環境にあるといえる。ネットワークの充実を図るために、「犯罪者」ではなく、本来社会福祉専門職が有する「生活障害を有する〇〇さん」として刑余者を捉えた介入が、今後も求められるであろう。

## (3) ソーシャルアクション (Social Action) の重要性

「民間だけでは完全にパワーオーバーである」という社会福祉士の方の発言からも、行政と民間との協働は、今後も求められる。より身近な行政である市町村レベルに対して、刑余者支援の協力を得るために働きかけながら、支援体制を整備していく必要がある。また、これらを実践において積み上げつつ、将来的には刑余者の支援を、国レベルの制度として位置づけられるように働きかけていくことも重要と考えている。ソーシャルアクションを意識した実践は、ソーシャルワーカーの今後における重要な課題の一つといえよう。

## V. 結びにかえて

ほっとポットのソーシャルワーカーの方からお聞きした事例である。厳しい寒さの中、とある男性が相談に来られた。その方は度重なる窃盗歴があり、幾度も受刑生活を経験されていた。満期出所の度に最寄りの保護観察所へ訪れるも、更生保護施設はどこも満室であった。所持金もなく頼れる親族・知人も居らず、「福祉もだめだから、どこにも相談できない。何かを盗んで生活をするか首をつって死のうと思う」相談にきて第一に発した言葉である。こ

の刑余者の生の声からも、我が国における社会福祉の実践は、対象者や分野別に認識されていることが理解できる。

筆者は本学卒業後、実践現場においてソーシャルワーカーとして働くことを希望していたが、本論文への取組みがきっかけとなり大学院進学を考えるようになった。大学院においては、性犯罪や殺人罪も視野に入れながら、加害者のみならず被害者やその家族、加害者家族へのソーシャルワーク実践についても研究を継続していきたい。しかしながら性犯罪や殺人罪は、社会から非常に逸脱した行為である。筆者がソーシャルワーカーとして、刑余者の意思をどの程度尊重していくのかも、課題の一つとして捉え考察していきたい。

司法領域に限らず、様々な立場の人が有している生活障害に眼を向けると、被災者やセクシャルマイノリティ、HIV患者や諸外国からの移住者への支援、保育現場や産業領域における実践など、ソーシャルワーカーが必要とされる場面は多岐に渡ると考えられる。このように、分野や対象者の特徴に焦点を当てるのではなく、クライアントが有する生活障害への視座を大切にしながら、現行では取組まれていない支援を展開できるソーシャルワーカーを目指したいと思っている。ほっとポットが独立型社会福祉士事務所ということからも、支援を必要とされるが制度やサービスがなく困っているクライアントの受け皿として、先駆的な実践を展開するソーシャルワーカーの開業(Private Practice)にも注目を置きつつ、研究を進めていきたい。

末筆ながら、本論文では「ほっとポット」の皆様のご協力のもと、数々の貴重な経験をさせて頂いた。それにより、執筆を終えることができた。ソーシャルワーカーを目指す志が更に強くなり、感謝の気持ちで一杯である。結びにかえて、心よりお礼を申し上げたい。

注

- 1) 法律上では個人に対して「障害者」と用いられているが、「害」という文字は人を指す場合には不適切な表現であると考え、本論文では個人が持つ特徴として「障がい」や「障がい者」と表記する。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律[平成18年改正]」の第1章総則(定義)第5条によれば、精神障がい者とは「統合失調症、精神作用物質による中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他精神疾患を有する者」とされている。
- 2) 矢島正見他著、「改正版よくわかる犯罪社会学入門」, 学陽書房, 2009年, 17ページ。
- 3) 山本譲二著, 「累犯障害者一獄の中の不条理」, 3刷, 新潮社, 2006年, 21—60ページを参照。
- 4) 「旺文社国語辞典」, 第10版, 旺文社, 2006年, 425ページを参照。刑余者の「刑余」の意味は「以前に刑罰を受けたこと。前科のあること。また、その人。」とある。
- 5) 大谷實著, 「新版刑事政策講義」, 新版, 弘文堂, 2009年, 167ページ。
- 6) 前掲書, 同上, 268ページ。
- 7) National Association of Social Workers, “*Encyclopedia of Social Work 20th Edition*”, (U.S.A. : OXFORD UNIVERSITY PRESS, 2008), p470.
- 8) 大谷實著, 「新版刑事政策講義」, 新版, 弘文堂, 2009年, 268ページ。
- 9) National Association of Social Workers, “*Encyclopedia of Social Work 20th Edition*”, (U.S.A. : OXFORD UNIVERSITY PRESS, 2008), pp470—471.
- 10) 木村隆夫他編著, 「現代の社会福祉士養成シリーズ」, 『更生保護制度』, 第1版, 久美, 2009年, 2ページ。
- 11) 清水義恵他編著, 「MINERAVA社会養成福祉士テキストブック」, 『更生保護制度』, 初版, ミネルヴァ書房, 2009年, 12ページ。
- 12) 森長秀著, 「社会福祉士シリーズ」, 第20巻, 『更生保護制度—司法福祉』, 初版, 弘文堂, 2009年, 22ページ。
- 13) 松本勝著, 「更生保護入門」, 第2版, 成文堂, 2010年, 10ページ。
- 14) 木村隆夫他編著, 「現代の社会福祉士養成シリーズ」, 『更生保護制度』, 第1版, 久美, 2009年, 5—6ページ。
- 15) 松本勝著, 「更生保護入門」, 第2版, 成文堂, 2010年, 10—12ページ。
- 16) 前掲書, 同上, 192—193ページ。
- 17) 鴨下守孝著, 「受刑者処遇読本明らかにされる刑務所生活」, 初版, 小学館集英社プロダクション, 2010年, 24—30, 38ページ。

- 18) 様々なソーシャルワークの定義があるが、筆者は以下のような太田の定義に依拠している。

「ソーシャルワークとは、人間と環境からなる利用者固有の生活コスモス（利用者中心の人間と環境からなる固有な空間と時間や内容が構成する世界への視野と発想）に立脚し、より豊かな社会生活の回復と実現への支援を目標に、独自の支援レパートリーの的確な活用による社会福祉諸サービスの提供と、利用者自らの課題解決への参加と協働を目指した支援活動の展開であり、さらに社会の発展と生活の変化に対応した制度としての社会福祉の維持、その諸条件の改善・向上へのフィードバック活動を包括・統合した生活支援方法の展開過程である」

太田義弘編著、「ソーシャルワーク実践と支援科学—理論・方法・支援ツール・生活支援過程—」, 初版, 相川書房, 2009年, 3—4 ページを参照。